

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）

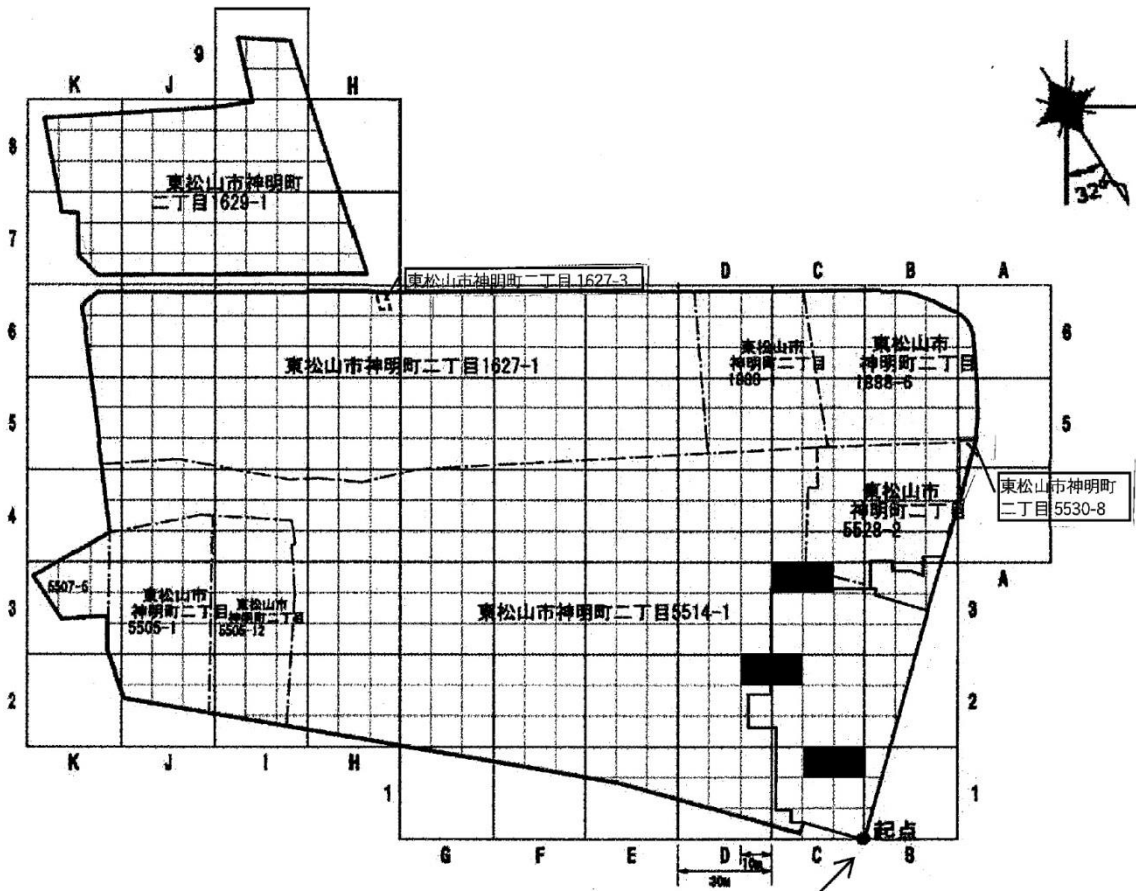
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



■ 要措置区域に指定する区画  
 総面積 600m<sup>2</sup>

【起点】  
 起点は、神明町二丁目  
 5514-1 の最北端とした。

【格子の回転角度】  
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線を右に 32°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。